

司法試験

予備試験後の過ごし方
～今後の学習方法でライバルに差をつける～

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 193175

LU19317

1 短答式試験後にまずやるべきこと

(1) 本年度予備試験受験生

- ・試験問題そのものの復習

→間違えた問題の知識確認, 過去問既出か否かの確認

- ・「①受験戦略・学習計画→②実施状況→③結果反映」の各ステップの精査

→「予備試験受験」最大のメリットはここにある

=各ステップでの「良かった点・悪かった点」をあぶりだす必要性

翌年の学習計画の精度を飛躍的に高める（自己の経験則に基づく計画立案）

①受験戦略・学習計画の妥当性

学習期間・学習時間, 科目間のバランス, 過去問演習の周回数

…「短答合格点に必要な学習量」としての計画であったか？

受験戦略を立てて予備試験に臨んでいたか？

論文対策, (受験生によっては) 入門講座等のインプットとの両立を想定したか？

成果測定や復習のタイミング, 軌道修正の可能性の検討がされていたか？

②実施状況（計画どおりに学習を進めることができたか）

①との齟齬があった場合, その原因を検討する

過去問演習→解説確認（1問あたり）に必要な時間はどのくらいであったか

中間的なチェックを入れていたか, 経過を可視化していたか

③結果反映（想定する結果を得ることができたか）

どうすれば結果に反映できたのかを検討

(過去問の肢ごとの分析, 定着度の確認, 時間配分, 集中力の持続…)

- ・科目でターゲットしていた場合, 当該科目での成果が得られたか？

(成果が得られた場合, 他の科目にも応用でき, 次年度計画の資料+自信になる)

- ・十分な過去問演習, 検討で予備試験短答式の合格ラインには到達可能

(問題演習中心の学習スタンスは崩さない)

- ・科目特性, 自身との相性

- ・受験したこと自体が, 大きな経験値…これを最大限に生かすことがポイント

今後のモチベーション, 学習計画・対策学習の経験, 試験の雰囲気, 達成目標の具体化, 学習自体の成果…

(2) 本年度予備試験非受験生

- ・受験しなかったこと自体が（相対的に）一定程度のハンデであることを自覚

→ その自覚があれば, 次年度の合格が大きく近づく

2 今後の学習法について

- 1 全員、「今年の短答式に合格したもの」とみなす
 - 短答式対策の時期を「メインシーズン」にしない
 - 予備試験＝論文式試験が主戦場
 - 短答式合格を主目標にしない（短答後、論文まで2か月しかない）
 - 短答式試験前に、論文を合格ラインに高めることが最重要
 - ・合格者のほとんど（一発合格者除く）は、論文式試験での苦難を経験している
 - ・短答式に合格していたら、論文式対策を必死にやるはず
 - 論文式の結果発表までの学習量、モチベーションに大きな差が生まれる
（重要判例の検討、過去問演習、重要問題の答案構成、答案作成…）
 - 「ここで終戦」とした場合との差が、翌年の合格に直結する

- 2 徹底的に論文対策をする
 - ・年内に論文式試験合格レベルに達する→その後、短答対策と並行ないし移行
 - ・インプットの復習は、演習を通じて行なえばよい
 - ・論文式対策＝スキルの習得 ←短答式対策との大きな違いがここにある
短答知識は忘れるが、論文スキルは下降しにくい
（むしろ、短答対策を通じて、論文の精度が上がる相乗効果も期待できる）
 - ・短答も並行したい場合…論文で問われるカテゴリーに絞る

①短答合格者→過去問の演習（＝答案作成まで）

- 答案作成量の確保
- 重要事例問題を通じた答案構成インプット（答案構成までの時間はない）
- 上記対策で扱った「条文」の確認
- 論証の暗記にこだわらない…条文に即した事例解決の視点
- 実務基礎科目を重視する

②それ以外の受験生

- 重要事例問題の答案構成の「作成」
- 講義、解説、参考答案を用いてインプットの復習
（論文で問われる核となる知識…絶対に外してはいけない）
- 答案作成は定期的に、必要な問題（作成する価値のある問題）のみ
…「実際に書いてみる」習慣→「書くために必要な学習・知識」の体感
→意識的インプットの循環
- 合格答案作成講座…ペースメーカーとしての機能、分野ごとに進行
- ※改正民法対策の早期着手：学習経験者は問題演習の中でアジャストする

3 論文対策の方法論

- ・事例を常に意識する姿勢
（条文：適用場面，判例：具体的な事実関係・争点）
- ・条文を見て，意義・趣旨・適用場面・論点・重要判例がイメージできるようにする
- ・当事者の主張・攻撃防御方法の観点から事例，条文，判例を読む
- ・思考過程を「表現」するトレーニング
- ・「重要な」概念・意義・判例規範は徹底的に復習し，使いこなせるようにする
- ・「書く」ことに慣れる，明瞭な表現力を養う

①事例問題を数多くこなす

→答案構成ベースにより，絶対的な問題数を確保する

②答案構成で抜けていた視点，争点，知識事項の確認

→必ずインプット教材，条文にフィードバックする

③再度の答案構成

④必要な問題は答案を作成（答案構成を習得できたものを書く）

※合格答案作成講座，答練の利用…客観的評価の獲得

事例問題の復習…「答案構成の想起ができるか？」の視点

→直前期の総復習＝インプット教材＋事例問題・答案構成

未知の問題への対応…これらが終わってからでよい（そもそも予備試験では？）

【参考資料】

1

Bは，A所有の甲パソコンをAから購入した。購入後，Bは，一時的に甲パソコンを引き続きAに預かってもらうことにした。その間に，Aは，甲パソコンを自己のものであるとしてCに売却したが，Cも，一時的に甲パソコンをAに預かってもらっている状況である。

2

Aは，B女との不倫関係を維持するために，B女に対して，新築され未だ登記がなされていない甲建物を贈与した。しかし，その後不倫関係が解消されたので，AはB女に対して本件建物の明渡訴訟を提起した。Aは訴訟係属中に甲建物につき自己名義の所有権保存登記を経由した。これに対し，B女は本件建物の所有権は贈与を受けた自分にあるとして，Aに対して所有権移転登記手続を求める反訴を提起した。

3

公開会社で取締役会設置会社であるA株式会社（以下，「A社」という。）は，資金調達のため，A社株式を1株500円（なお，A社株式の市場価格は1200円である）の引受価格で新株発行した（以下，「本件新株発行」という。）。A社は，募集株式の発行に先立ち，会社法所定の募集事項を取締役会決議によって決定していた。

B	不法原因給付 (708 条) における「不法」の意義	708 条の「不法」は、公序良俗違反を意味し、単なる強行法規違反は含まれない (公序良俗違反説)	991- 992
A	不法原因給付 (708 条) における「給付」の意義	708 条の「給付」は、受領者に終局的な利益を与える行為をいう (終局的給付説, 判例・通説)	993
B	不動産の譲渡において、「給付 (= 終局的給付)」といえるためにはいかなる行為まで要するか	未登記不動産については引渡しで足りるが、既登記不動産については移転登記が必要 (判例, 通説)	993- 994
B	不法原因給付が成立する場合、給付者は、所有権に基づく返還請求権を行使できるか	708 条を類推適用し、所有権に基づく返還請求権についても返還請求を否定 (最大判昭 45. 10. 21, 百選 II [79]) ∴ 708 条の趣旨 = 自ら社会的に非難されるべき行為をした者に法の助力を与えない (クリーンハンズ原則) → 給付者に所有権に基づく返還請求権を認めるとすれば、上記趣旨を貫徹し得ず、708 条は有名無実となってしまう	995
A	不法原因給付が成立する場合、給付者による不当利得返還請求のみならず、所有権に基づく返還請求も否定されるが、この場合、①目的物の所有権の帰属をいかに解すべきか。また、②未登記不動産の譲渡の場合で、その後給付者が給付者名義で保存登記をした場合、受領者は抹消登記ないし移転登記を請求することができるか	【①について】 受領者帰属説 (最大判昭 45. 10. 21, 百選 II [79]) ∴ 法律関係の安定のため、 <u>給付者の返還請求権が否定される反射的効果</u> として、目的物の所有権は給付者の手を離れて受領者に帰属するに至る 【②について】 受領者は、 <u>不動産の所有権に基づいて抹消登記ないし移転登記を請求することができる</u> (物権的妨害排除請求権) ∴ 不動産の所有権は受領者に帰属している	995- 997

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2019 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU19317